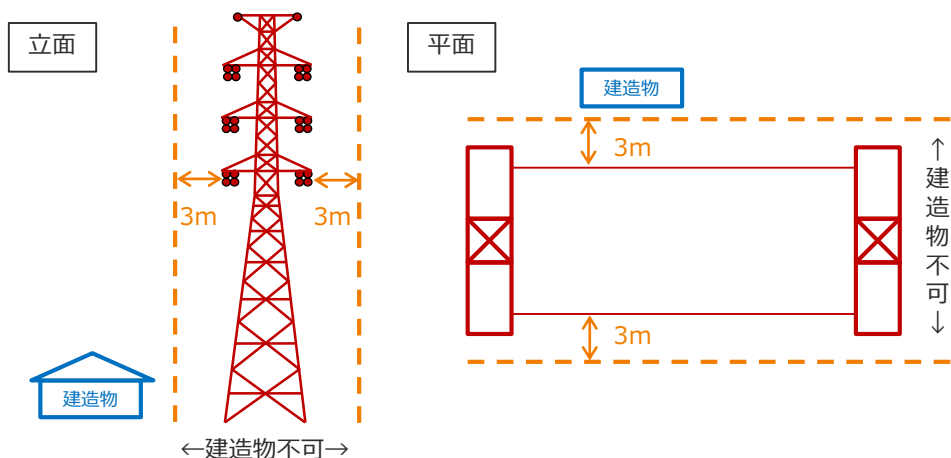


## 建造物の施設と作業離隔 (参考図)

### 建造物の施設

- 「電気設備に関する技術基準を定める省令」によって、170,000V以上の特別高圧架空送電線と建造物との水平距離は3m以上とするよう定められています。



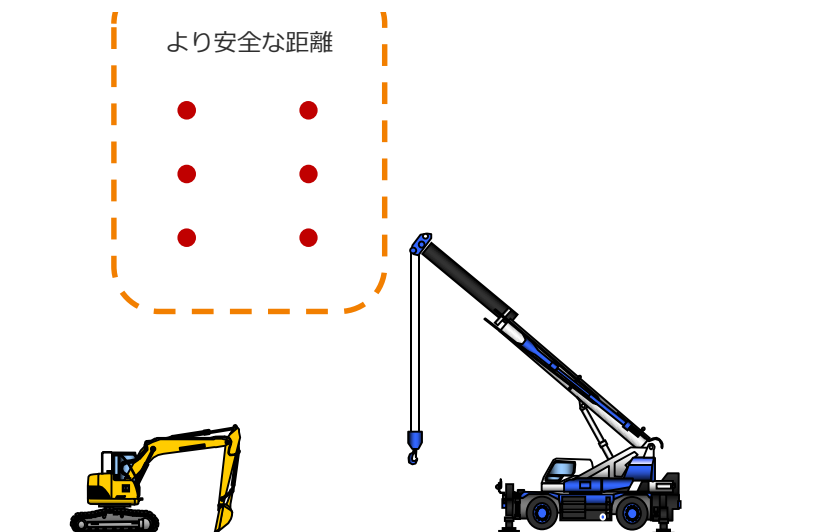
- 「電気設備に関する技術基準を定める省令」によって、特別高圧架空送電線は、建造物との間に一定の離隔距離を置くよう定められています。

電 圧	所要離隔
35kV以下	3m
77kV	3.75m
154kV	4.80m
275kV	6.60m
500kV	10.05m

東名古屋東部線

### 作業離隔

- 電気事故を防ぐため、送電線付近でのクレーン作業等の際は、電線から下記の距離を確保していただくようお願いしています。



区 分	電 圧	より安全な距離
配 電	6.6kV以下	2m
	11~44kV	3m
送 電	77kV	4m
	154kV	5m
	275kV	7m
	500kV	11m

東名古屋東部線